

## 5 発達障害に関する理解の促進と地域社会による支援

### 目指す姿

県民が発達障害に関する理解を深めるとともに、当事者の権利を守るための地域の支援体制が構築されています。

#### <取組の方向>

##### ア 発達障害に関する理解の促進

取組の内容	担当
<b>1 県民の障害理解の促進，様々な場を通じた継続的な普及啓発</b> （法第21条，第22条）	
「世界自閉症啓発デー」（4月2日）のイベントによる周知	県（健康福祉局），市町
県民向け発達障害啓発セミナー（シンポジウム，講演会等）の充実	県，市町
啓発パンフレットの改訂，配布	県，市町
広報誌を利用した県民に対する啓発	県，市町
学校，地域，家庭，職域等様々な場のニーズに合わせた啓発	県，市町

##### イ 地域社会の支援の強化

取組の内容	担当
<b>1 発達障害児・者の社会参加への協力，支援</b> （法第3条，第4条，第20条，第21条）	
民生委員・児童委員及び主任児童委員対象の研修会の実施	県（健康福祉局），市町 県発達障害者支援センター
地域の行事等への発達障害者の参加促進	市町
コミュニケーションボード等の視覚的サポートツールの活用検討	県（健康福祉局），市町
あいサポート運動の普及やあいサポーター・あいサポートリーダーへの研修	県（健康福祉局）
スポーツ，文化芸術活動等への参加協力，支援	県（健康福祉局），市町

#### <参考>

##### ・あいサポート運動（あいサポーター，あいサポート企業・団体）

県民を始め，企業団体等が「様々な障害特性」，「障害のある方が困っていること」，「配慮の仕方やちょっとした手助け」の方法などについて理解し，実践することにより，誰もが暮らしやすい共生社会をつくっていく運動。広島県では平成23年10月から開始。「あいサポーター」は，あいサポート研修の受講等を経てあいサポート運動を実践する人のことであり，「あいサポート企業・団体」は，社員等を対象に，あいサポート研修等に取り組むとして認定した企業・団体のこと。

（県ホームページアドレス <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/aisapo-toundou.html>）

#### <指標>

指標	H25年度 (現状)	H27年度	H28年度	H29年度 (目標)
あいサポーター数 (第4期障害者福祉計画)	129,865人	145,000人	154,000人	163,000人
あいサポート企業・団体数 (第4期障害者福祉計画)	392 企業・団体	500 企業・団体	600 企業・団体	700 企業・団体
あいサポートリーダー 養成数 (第4期障害者福祉計画)	—	200人	250人	300人

## 課題、取組の必要性

### ア 発達障害に関する理解の促進

#### 1 県民の障害理解の促進，様々な場を通じた継続的な普及啓発（法第21条，第22条）

- 改正障害者基本法や平成28年4月施行の障害者差別解消法において障害者の社会生活を妨げている「社会的障壁」を除去するための「必要かつ合理的な配慮」に社会が取り組んでいくことが求められています。
- 平成28年4月施行の改正障害者雇用促進法においても，雇用の分野における障害者への差別の禁止と合理的配慮の提供義務等が新たに規定されました。
- 発達障害という言葉は広く知られていますが，その具体的な特性や支援方法についての理解はあまり進んでいません。発達障害のある人が安心して地域生活を送るためには，周囲の正しい理解が必要であり，医療，行政，教育，相談，療育機関等の支援機関のみならず，企業や司法関係等の関係者も含め，広く県民一般に対し，様々な場を通じて，その場のニーズに応じた普及啓発を行っていく必要があります。

### イ 地域社会の支援の強化

#### 1 発達障害児・者の社会参加への協力，支援（法第3条，第4条，第20条，第21条）

- 民生委員・児童委員は，地域において虐待や引きこもりなどの案件に関わっており，その中には発達障害が関係している場合があることから，正しい知識を持って適切な対応をすることが求められます。
- 発達障害の特性によっては，視覚的支援が有効なことから，視覚的サポートツールの活用を検討する必要があります。
- 企業や民間団体等が，発達障害の特性を理解し，適切な支援を行えるよう，あいサポート運動への参加の促進や，研修等による啓発を行っていく必要があります。
- 広島県障害者スポーツ協会，スポーツ交流センターおりづるの活動や，平成24年度から開催されている「あいサポートアート展」をはじめとして，発達障害があってもなくても，誰もがスポーツ，文化芸術活動等による社会参加の機会が保障されるよう，支援や啓発を行っていく必要があります。

## 現在の取組

#### ○ 県民向け発達障害啓発事業

発達障害者支援法（平成17年度）の施行以降，一般県民を対象に発達障害児・者への理解と合理的配慮とは何かについての意識を高めるため，「世界自閉症啓発デー」関連イベントや「県民向け発達障害啓発セミナー」の開催や，リーフレットの作成等を行っています。

【県民向け発達障害啓発事業の取組】

- ◆ 「世界自閉症啓発デー」関連イベント（4月2日）
  - ① ライト・イット・アップルー広島（広島城のライトアップ）
  - ② 啓発ウォーク（当事者と家族が本通商店街を行進）
  - ③ 県立図書館と連携した発達障害関係資料の展示
- ◆ 「県民向け発達障害啓発セミナー」の開催
- ◆ 啓発リーフレット「「発達障害」との出会い」の作成，配布

広島城ライトアップ



啓発ウォーク



県立図書館連携展示



啓発リーフレット



#### ○ 広島県発達障害者支援センターによる取組

- ・ ホームページを活用した利用者及び支援者向け情報（講演会，研修等）の発信を行っています。
- ・ 発達障害に関する最新の情報についての普及や研修等を実施しています。

